

訪問介護 利用料金表（令和6年4月～）

□基本単位

（1回の単位数） 1単位:10.42円

サービス内容		改正前	改定後
身体介護が 中心である場合	(1)所要時間20分未満	167単位	163単位
	(2)所要時間20分以上30分未満	250単位	244単位
	(3)所要時間30分以上1時間未満	396単位	387単位
	(4)所要時間1時間以上1時間半未満	579単位	567単位
	(5)所要時間1時間半以上の場合	1時間半以降30分を増 すごとに84単位	82単位
	(6)引き続き、生活援助を行った場合の加算	67単位	65単位
生活援助が 中心である場合	(1)所要時間20分以上45分未満	183単位	179単位
	(2)所要時間45分以上	225単位	220単位

□加算等

（令和6年6月～）

（1回の単位数） 1単位:10.42円

夜間(午後6時～午後10時)早朝(午前6時～午前8時)の場合	基本単位に25%加算
深夜(午後10時～午前6時)の場合	基本単位に50%加算
2人の訪問介護員等によるサービス提供の場合	基本単位の200%
事業所と同一建物の利用者又は、これ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合	基本単位の90%
緊急時訪問介護加算	100単位
初回加算	200単位(1月につき)
生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位(1月につき)
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位(1月につき)
介護職員処遇改善加算Ⅱ	訪問介護 総単位数×0.224

※同一建物減算について、減算をうけている者と、減算を受けていない者との公平性の観点から、区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いる

※ご利用料金の負担につきましては、法令等で定められた負担割合とさせていただきます。